

国立大学法人佐賀大学における研究費不正防止対策の基本方針

令和4年3月30日全部改正

令和6年8月1日一部改正

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）第1節1及び国立大学法人佐賀大学研究費不正防止規則（平成19年3月22日制定）第3条第2項に基づき、競争的研究費等及びその他本学が機関経理している全ての経費（以下「研究費」という。）の不正防止対策の基本方針について、以下のとおり定める。

1 学内の責任体系の明確化

本学が、研究費の運営・管理を適正に行うために、学内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を大学内外に周知・公表する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。また、研究費の執行に関する書類やデータ等は本学が定めた期間保存し、後日の検証を受けられるようにする。

5 情報発信・共有化の推進

ガイドラインの趣旨に沿って、本学が規模や特性に応じた実効性ある体制を整備する上では、学内での情報共有はもとより、各大学等の取組や事例の主體的な情報発信による機関間での情報共有を促進する。

6 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、これらに加え、大学の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。